社会福祉法人 希望の丘福祉会
通所介護事業所・介護予防・日常生活支援総合事業所
デイサービス 豊の郷　運営規程

（目的）

第１条　社会福祉法人希望の丘福祉会が運営する指定通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業所デイサービス　豊の郷（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業及び介護予防・日常生活支援総合事業の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定通所介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

２　事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。

３　事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、他の介護保険施設、関係市町村や地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　　称　デイサービス 豊の郷

（２）所 在 地　京都府福知山市字大門 900 番地

（３）事業単位　1 単位

（４）利用定員　1 日 25 人

（営業日及び営業時間）

第４条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日は、月曜日　～　土曜日　までとする。

ただし、お盆休み（8/14～8/15）及び年末年始（12/31～1/3）を除く。

〈サービス提供日〉　月曜日　～　土曜日　までとする。

ただし、お盆休み（8/14～8/15）及び年末年始（12/31～1/3）を除く。

（２）営業時間は、午前９時００分から午後５時００分までとする。

〈サービス提供時間〉　午前９時００分から午後４時１５分

（通常の事業の実施地域）

第５条　通常の事業の実施地域は、旧福知山市内（平成１８年１月１日市町村合併前）を原則とする。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第６条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　　常勤１名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）生活相談員　常勤１名以上

生活相談員は、利用者及び家族からの相談に応じ、利用者の心身の状況を把握し、必要な生活の介助、機能訓練及び相談援助等の支援を行う。

（３）介護職員　　常勤換算３名以上

介護職員は、利用者の入浴、食事等の介助および援助を行う。

（４）看護職員　　１名以上

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

（５）機能訓練指導員　１名（看護職員が兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

（６）管理栄養士（又は栄養士）　１名（常勤兼務１名）

管理栄養士（又は栄養士）は、献立作成、栄養ケアマネジメント、療養食の提供、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。

２　前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

３　職員は、常に必要な知識の習得及び資質向上に努め、事業所はその為の研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（事業の内容）

第７条　事業の内容は、次のとおりとする。

（１）日常生活動作の程度によって、身体の介護に関する必要な支援及びサービスを提供する。

① 排泄の介助
② 移動、移乗の介助
③その他必要な日常生活動作の介助

（２）家庭における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
① 衣類着脱の介助
② 身体の清拭、洗髪、洗身
③ その他必要な入浴の介助

（３）給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。
① 準備、後始末の介助
② 食事摂取の介助
③ その他必要な食事の介助

（４）利用者の健康状態をチェックする。
①バイタル測定
②その他必要な健康状態の把握

（５）利用者が生きがいのある快適で豊かな日常生活を送るために、必要な支援及びサービスを提供する。
① レクリエーション
② グループワーク
③ 行事活動
④ 体操
⑤ 機能訓練
⑥ 休養、養護

（６）送迎を必要とする利用者に対して、必要な支援及びサービスを提供する。
① 移動、移乗動作の介助
② 送迎

（７）利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。
① 生活、身上、介護に関する相談、助言
② その他必要な相談、助言

（内容及び手続きの説明及び同意、契約）

第８条　利用にあたっては、あらかじめ入居申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理体制その他の利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を記した重要事項説明書、契約書を交付して懇切丁寧に説明を行い、利用申込者との合意の上、契約書を締結するものとする。

（利用料等）

第９条　事業又は予防事業を提供した場合の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

２　通所介護にかかる食費については、次の額を徴収する。

（１）　昼食代　５５０円

（２）　おやつ代　５０円

３　通常の事業の実施地域を超えて行う事業を行う場合は、通常の事業実施地域を越えた地点から、10km ごとに 300 円を徴収するものとする。

４　通所介護及び介護予防通所介護にかかるおむつ代については、実費を徴収する。

５　日常生活においても通常必要となる費用で、その利用者に負担させることが適当であると認められる費用、及び行事等利用者の希望によるレクリエーションに参加していただく場合の費用は実費を徴収する。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第 10 条　利用者が指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供を受けようとするときは、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第 11 条　従業者等は、事業及び予防事業の提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力機関に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

（介護事故発生時の対応及び防止等）

第 12 条　利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター、市町村及び京都府に連絡するものとする。

２　事故は発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

３　サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

４　事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。

５　事故発生の防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行うものとする。

（非常災害対策）

第 13 条　施設は、火災、風水害及び地震等非常災害時においては、入居者の安全を第一に優先し、迅速適切な対応に努めるものとする。

２　非常災害時に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

３　入所者は、前項の対策に可能な限り協力するものとする。

（衛生管理等）

第 14 条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

２　医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

３　事業所において、感染症又は食中毒の予防又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

（個人情報の保護及び秘密の保持）

第 15 条　施設は、業務上知り得た利用者とその家族に関する個人情報並びに秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。また、利用者との契約終了後においても同様に秘密を保持するものとする。

２　職員は、業務上知り得た利用者とその家族に関する個人情報並びに秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するものとする。

３　施設は、サービス担当者会議等で、関係市町村及びその他の保健・医療・福祉サービス事業者等に対して利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

（苦情対応）

第 16 条　施設は、提供した指定短期生活入所介護及び介護予防短期生活入所介護に関する利用者及びその家族からの苦情に対応する為に苦情受付窓口の設置し、その他必要な措置を講じるものとする。

２　前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容を記録するとともに、速やかに事実関係を調査し、その結果の対応について入居者及びその家族に報告するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 17 条　社会福祉法人希望の丘福祉会が提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、介護サービス情報の公表を法人・施設のホームページ等において

行うものとする。

2　指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業にかかる第三者評価事業を定期的に受審するものとし、この結果を公表するものとする。

3　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人希望の丘福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（改　正）

第18条　この規程を改正、廃止するときは社会福祉法人希望の丘福祉会理事会の議決を経るものとする。

附　則

この規程は平成１９年１２月１日より施行する。

この規程は一部改正し、平成　２６年　４月　１日より施行する。

この規程は一部改正し、平成　２７年　４月　１日から施行する。

この規程は一部改正し、平成　２８年　４月　１日から施行する。

この規程は一部改正し、平成　２９年　４月　１日から施行する。

この規程は一部改正し、平成　２９年１２月１８日から施行する。

この規程は一部改正し、平成　３０年　４月　１日から施行する。

この規程は一部改正し、平成　３１年　４月　１日から施行する。

この規程は一部改正し、令和　２年　　４月１日から施行する。

この規程は一部改正し、令和　３年　　４月１日から施行する。

この規定は一部改正し、令和　４年　　４月１日から施行する。